

寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人たてやま・海辺の鑑定団（以下「当団体」という。）が受領する寄附金等の取扱いに関し、必要な事項を定め、寄附金等の適正な管理及び公正な使用を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規程において、寄附金等とは、当団体が寄附、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権（当団体に対する無償の役務提供を除く）をいう。

（寄附金等の種類）

第3条 当団体が受領する寄附金等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 金銭による寄附
- (2) 物品による寄附
- (3) その他理事会が適当と認める寄附

（寄附金等の使途）

第4条 寄附金等は、当団体の定款第5条に定める事業に使用するものとするほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

（寄附金等募集及び受入方法）

第5条 当団体は常時寄附金等を募ることができる。受入方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 銀行振込
 - (2) 現金による受領
 - (3) オンライン決済サービスを利用した受領
- 2 オンライン決済サービスについては、寄附募集プラットフォーム等、理事会が適当と認めるものを利用することができる。

（寄附金受入の制限）

第6条 当団体は、寄附金等が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄附者またはその承継人に対して、受領した寄附金等を返還することができる。

- ①法令または定款に抵触するとき
- ②寄附金等の受け入れに起因して、当団体が著しい損害が生じるとき
- ③当団体の業務遂行上支障があると認められるときおよび当団体が受け入れるには不相当と認められるとき
- ④寄附者が使途を指定して行った寄附に関し、その使途が定款に定める当団体の目的の達成に資するも

のではないとき

⑤寄附者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき

⑥その他、寄附の受け取りに関して当団体に不利益が認められる場合

2. 前項に基づき、寄附者またはその承継人に対して、寄附金の返還をする場合に、寄附者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等の当団体の指定する適切な方法をとることができるものとする。

3. 前2項に基づく寄附金の返還等が、やむを得ない理由により、次条に定める領収証等の発行後に行われる場合は、原則として発行済領収証等の返還を要するものとする。

（寄附金等の受入決定）

第7条 寄附金等の受入については、その金額及び内容に応じ、次のとおり決定する。

（1）前年の事業規模の5%相当以下の寄附金等については、理事長が決定することができる。

（2）前号以外の寄附金等については、理事会の承認により決定する。

（寄附金等の管理）

第8条 寄附金等は、当団体名義の銀行口座により一元的に管理するものとする。

2 現金により受領した寄附金については、一時的に適切な方法で保管した後、速やかに前項の銀行口座に入金するものとする。

3 寄附金等の管理責任者は、理事長とする。

（会計処理）

第9条 寄附金等は、法令及び会計基準に基づき適正に会計処理を行うものとする。

2 寄附金等については、特定の事業ごとに、使途が概ね把握できる形で管理するものとする。

（報告及び情報公開）

第10条 寄附金等の受入状況及び使途については、事業報告書及び決算書において報告するものとする。

2 当団体は、前項の内容について、ホームページ等を通じて概要を公開するものとする。

3 当団体は、将来的に寄附者に対し、個別又は一斉に活動報告を行うよう努めるものとする。

（寄附金受領証等）

第11条 当団体は、寄附金等を受領した場合、寄附金受領証を発行するものとする。

2 寄附金受領証は、電子データ（PDF、電子メール等）による発行を行うことができる。

3 当団体は、寄附者に対し、お礼状又は電子メール等により感謝の意を伝えるものとする。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(補則)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、法令及び定款の定めるところによるほか、理事会において協議し決定するものとする。

(施行)

附則 この規程は、理事会の承認を受けた 2026 年 3 月 22 日から施行する。